

第7回 江東区議会汚職防止対策等検討会次第

日時：令和4年12月14日（水）

議会制度あり検終了後

場所：江東区議会（第一委員会室）

議 題

- 1 再発防止に向けた今後の取り組みについて（資料1）
- 2 契約にかかる不正防止のための遵守事項について（資料2）
- 3 その他

再発防止に向けた今後の取組

1 現状の把握

【事案の概要】

○本区区議会議員が事業者から本区発注の業務委託契約の指名業者数及び指名業者名を区職員より聞き出すよう請託を受け、区職員に働きかけ機密事項を入手し、賄賂を收受した容疑により令和4年7月30日に逮捕、同年8月19日に起訴された。

【議員アンケート実施結果】

実施日 令和4年10月21日～11月2日
対象者 区議会議員42名（うち回答）40名
調査方法 無記名アンケート方式

業者等からの依頼について

○区職員への活動について（複数回答可）

・特定の工事業者等の紹介・推薦	15件
・特定の工事業者等の指名依頼	2件
・特定の工事業者等への特定案件の発注依頼	1件

○活動に対してどう思うか（複数回答可）

・依頼・要望等の基準を設けるべき	16件
・各議員が適切に対応すればよい	13件
・特に問題なし	6件
・記録をとり公開すべき	5件
・紹介を含め一切禁止すべき	4件

○再発防止に必要なこと（複数回答可）

・倫理規程等の整備	30件
・汚職等防止のための研修	13件
・相談窓口の設置	5件

業者等以外からの依頼について

○区職員への活動について（複数回答可）

・入所・入園に関する紹介・推薦	14件
・区施設の優先利用の要請	4件
・許可等の有利な取り扱いの依頼	2件
・職員等の採用・人事に関する紹介・推薦	2件

【自由意見】

- ・紹介や推薦はいいが倫理の再確認が必要。
- ・収賄は良くない。倫理規定をしっかりと行うべき。
- ・明確な基準のもとで、区民の信頼回復に努めるべき。
- ・今回の事件を受けた再発防止策は今期中に着手すべき。

2 課題の整理

【取組への考え方】

アンケート調査の結果、区職員へ一定の活動があることが確認できた。また、それぞれの活動に対して、再発防止のため「基準を設置すべき」「倫理規程等を整備すべき」「研修等を実施すべき」との意見が多く挙がった。

これまでの本検討においても、同様の意見が挙げられており、以下の3点の対応に加え、職員との関わり方について整理していく必要がある。

政治倫理の明文化

本検討会での議論、また、アンケート調査において、議員の政治倫理に関する規程等の整備の必要性について多数の意見が寄せられた。

➡ 議員の政治倫理全般の在り方について検討を進めていくことが必要

議員の倫理意識の向上

再発防止のためには、倫理規程等の整備のほか、議員一人ひとりの意識向上のための取組が不可欠であり、研修等の充実が求められる。

➡ 議員一人ひとりの意識の向上を図っていくことが必要

契約における不正防止のための遵守事項の整理

検討会での議論及びアンケート調査から、業者及び職員の関わり方等における遵守事項の早期の策定が必須である。

➡ 不正防止のための一定の基準が必要

区職員との関わり方について、契約にかかる不正行為等防止検討委員会（区設置）での議論を踏まえながら対応を検討していく必要がある。

3 再発防止に向けた取組みの方向性

政治倫理の明文化

議員の倫理意識の向上

契約における不正防止対策

職員との関わり方の整理

条例等整備の検討

研修実施等の継続的な機会創出

契約にかかる不正防止のための遵守事項検討

契約にかかる不正行為等防止対策検討委員会（区設置）での検討状況を踏まえ検討を進める

次期検討事項

資料2

契約にかかる不正防止のための遵守事項について

江東区議会議員（以下「議員」という。）は、区民全体の代表者として、自らの職責を深く自覚し、その使命の達成に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不当に行使して、自己または特定の者の利益を図ってはならない。

本年、区の入札業務に関し、現職議員があっせん収賄容疑で逮捕・起訴されるという区民の信頼を損なう重大な事件が発生した。本区議会は、事件の重大さを真摯に受け止め、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、政治倫理の確立、向上を図り、区民からの信頼回復に努める取り組みを進めているところであるが、特に、早急な対応が求められる契約にかかる不正防止に向け、次に掲げる事項を定め、これを遵守するものとする。

- 1 議員としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- 2 区が行う請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業若しくは団体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- 3 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、職務の公正を疑われるような金品等の授受をしないこと。
- 4 区職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。